

第7回『北海道外アイヌの生活実態調査部会』議事概要

日時：平成23年1月28日（金）13：00～15：20

場所：中央合同庁舎四号館 1214特別会議室

出席者：委員：常本部会長ほか全委員出席

事務局：青木審議官、内閣参事官ほか

傍聴：財務省、文科省、文化庁、厚労省、経産省、国交省

議事：

1 調査の実施状況について

(1) 主な意見等

- 調査の有意性の観点から、調査票の回収率を高める必要があるため、回収率アップに委員の方々のお力添えをいただきたい。
- 今回の調査の目的は、ゼロからの調査ではなく、北海道内ですでに行われているアイヌの生活実態調査と対比して、北海道外に居住するアイヌの生活実態の特色を明らかにすることにより、回収数が限定的であったとしても意味のある調査といえるのではないかと。

(2) 合意事項

調査票の回収率のさらなる向上を図ることも必要であるが、年度内に取りまとめるという要請もあり、そのスケジュールに間に合うように、事務局において調査結果の集計を行うこととする。

2 政策の対象者を認定する場合に必要な手続き等についてのヒアリング

(1) 戸籍に関する制度等について

① 法務省からのヒアリング内容の説明(事務局)

- ・現行の戸籍については、正本を市町村、副本を各法務局(地方法務局)で保管。
- ・正本の利用を想定。副本は、災害等による正本の滅失や汚損の際のバックアップに利用。それ以外の利用は想定されていない。副本の保存期間等は正本と同様。
- ・戸籍法第126条(市町村長又は法務局(地方法務局)の長が、公益性の高い統計の作成又は学術研究のために戸籍又は届書等の情報を提供することができる旨の規定)は、例えば医療機関が今後の研究に役立てるため被検者の死因等を調べるような場合を想定(死亡届等の届書については原本を保管する法務局に申請し、戸籍については正本を保管している市町村に申請)。
- ・壬申戸籍については、記載内容に人権上の問題がある場合があり、市町村から引き取り各法務局(地方法務局)で封印保管。国会でも絶対に公開しない旨答弁しており、その方針は現在も変わっていない。もし公開すれば、人権上の問題が生じるおそれが高い。

② 主な意見等

- アイヌに関する記録については、江戸時代に作成されたアイヌの人別帳や松浦武四郎の記録もある。壬申戸籍が使えないのならば、それらをつなぐものとしての利用も考えられるが、これらについても調査を行う考えはないか。
- 江戸時代に作成されたアイヌの人別帳や松浦武四郎の記録の調査の提案もあるが、まずは戸籍などの公的記録について調査を行うということではないか。

(2) 北海道アイヌ協会佐藤事務局長からのヒアリング

① ヒアリング概要

- ・北海道庁や各市町村の施策の対象者であるか否かの確認について、北海道アイヌ協会が推薦書を出す場合、アイヌの血を引く者か否かを確認。協会会員の資格要件と同一ではない(協会会員資格は、アイヌの血を引いている者、その配偶者、その養子となった者(一代限り))。

- ・各支部の管内の居住者については当該支部が確認。支部が存在しない市町村の居住者や他の市町村からの転入者については、本部、支部との連絡等により確認。その者が協会支部会員であるか否かに関わらず、地縁等による確認が可能。
- ・各市町村長の推薦書の添付でもよい場合もあるが、実際には、かつて支部が存在した市町村等からの推薦書であり、各市町村における確認に何らかの形で北海道アイヌ協会が関与しているケースが殆どではないかと考えられる。
- ・北海道アイヌ協会への入会に際しては、除籍謄本等の資料及びそれに基づく系譜図の作成・添付により、アイヌの血を引く者であること等の確認を行っている。

② 主な意見等

- 30年にわたる政府と先住民の協議の成果である「先住民の権利に関する国際連合宣言」の第33条によれば、先住民は自己の構成員を決める権利を有するとされている。
- 道庁や市町村など施策を実施する者は、誰がアイヌであるかをすぐに判断できるようにすべきであり、戸籍等の情報については北海道アイヌ協会と市町村の共同管理とするくらいの気持ちを持つべきである。アイヌではないのにアイヌであると主張するようなことはない。
- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(第3回)で紹介されている、オーストラリアの先住民の認定手法「スリー・ステップ・テスト」のような海外事例も参照すべきである。
- 認定については、先住民団体が決めるべき。アイヌは日本列島北部周辺とりわけ北海道の先住民であるので、北海道アイヌ協会が中心となって自主的に考えていくべき。
- アイヌであることを証明するために戸籍を利用することは不満。戸籍で証明できなければアイヌではないのか。和人は自らの民族的出自を証明できるのか。
- アイヌは、和人と同じスタートラインに立たせてほしいと主張しているだけである。アイヌ政策が必要となるような状況を作出したのは国であり、政策の実施に当たって、なぜ戸籍によってアイヌであることを証明しなければならないのか。
- 北海道アイヌ協会に退会者の名簿が整備されていれば、現在本州に居住している者で、かつて北海道に居住し北海道アイヌ協会の会員であった者の名前があるはず。北海道アイヌ協会がデータを整理すればよいのではないのか。
- 北海道外における生活実態調査の結果を踏まえて政策を検討するという順序は理解するが、アイヌ政策推進会議の開始から何も進んでおらず、明るい未来が見えてこない。アイヌに明るい未来を感じさせる何かを生み出す気力が求められる。
- 民族自身が構成員を決めるのは当然だとしても、ここで検討しているのは税金による政策の受給権者か否かの判断方法。誰がアイヌかを定めるものではない。それでもなお、どのような機関がどのように判断するのかが問題。判断資料については、戸籍のほか、戸口調査や給与地台帳など複合的に考えていく必要がある。戸籍については、申請手数料など費用負担の問題もある。
- 壬申戸籍を利用するかどうかは、コストとパフォーマンスの見合いにより決まるのではないのか。
- 江戸時代に作成されたアイヌの人別帳については、その正確さを検証しなければならない。

(3) 北海道大学アイヌ・先住民研究センター水谷博士研究員からのヒアリング

① ヒアリング概要

- ・アメリカ政府から認定を受けたトライブ(部族)が、自らの構成員の認定を行うことができる。
- ・個人としての所属先と文化的帰属意識は区別されている(AトライブとBトライブとの婚姻により生まれた子が、認定基準の上ではAトライブに属するが、Bトライブの親戚の下で育てられたためBトライブへの帰属意識の方が強いということも考えられる)。
- ・認定基準は各トライブが独自に定める。血統の割合は唯一の基準要素ではない。血は引いて

いないが、養子や婚姻により保留地に居住する者及び民族への貢献が高い者を認定する例等もある。自らの意思で個人認定を受けない人々もおおり、そのような意思も尊重される。

- ・血統の割合による認定には分かりやすいという利点があるが、例えば運営するカジノ等による収益の1人あたりの配分をより多くするため、血統の割合を極めて高く設定し、人数を制限するケースもある(政治的な理由で阻害される人々が出てくる)こと等が問題となる。
- ・トライブの認定のほかに、内務省インディアン局から血統の割合証明書が発行されている。トライブの構成員でなくても、祖先が先住民であれば申請でき、血統の割合が何%でも発行可能。トライブによって認定されない人々の救済措置となっているのではないかと(一部の先住民関連非営利団体は、政府からの証明書の提示のみでサービスを提供)。
- ・政府や非営利団体が都市先住民の活動拠点となる施設や病院を建設し提供するサービスを受ける際には、トライブへの所属等を示す書類は不要。病院は非先住民も受診でき、地域住民に利益となっている。施設や病院では先住民文化、社会に配慮した活動がなされている。

② 主な意見等

- アメリカにおけるトライブと政府による二重の認定制度は、なぜこのようなことをアイヌがしなければならぬのか、ということについての示唆を与えてくれるものである。

(4) 論点等の整理について

- ・政策の対象者の認定の手続きについては、どのような政策を講ずるかにもよるが、政策の対象者であるということの確認にどのような機関又は団体に関与するのかという問題、そして、どのような手段を用いて確認を行うのかという2つの問題があると考ええる。
- ・関与する機関又は団体については、北海道外で政策を実施する場合に、北海道内における北海道アイヌ協会のような機関又は団体としてどのようなものが考えられるかが問題ではないか。
- ・手段について、戸籍には利用にあたって難点もあることが明らかとなったと考える。また、他の利用可能な資料の存在についても確認するべきではないかという意見があったところ。
- ・海外の事例では、血統による認定を基本としつつも、それ以外の基準もあること、また、血統による認定には分かりやすさの一方で難点もあることについて説明があったところ。

(5) 合意事項

- ・ヒアリング及び意見交換を踏まえて事務局において論点等を整理し、次回の部会において再度委員の意見を聞いたうえで取りまとめて、アイヌ政策推進会議に報告することとする。
- ・なお、次回の部会において、アイヌにターゲットを絞った人口統計・戸口調査の基となったデータの有無等その他委員からの質問事項について事務局で調査し、結果を報告すること。

4 その他(次回の作業部会について)

- ・第8回の日程は別途調整(詳細等は後日、事務局から調整)
- ・調査結果について事務局から報告を受け、意見交換を行っていくこととする。

(了)